

【新設】（通算承認の却下事由に該当するものの例示）

2-28 法第 64 条の 9 第 3 項第 2 号《通算承認》に規定する「その申請を行つている法人に通算予定法人以外の法人が含まれていること」には、例えば、法第 64 条の 10 第 1 項《通算制度の取りやめ等》の承認を受け、法第 127 条第 2 項《青色申告の承認の取消し》の規定による通知を受け、又は法第 128 条《青色申告の取りやめ》に規定する届出書の提出をした内国法人につき、法第 64 条の 9 第 1 項第 3 号から第 5 号までに規定する各期間を経過していない場合において、当該内国法人がその申請を行つている法人に含まれていることがこれに該当する。

【解説】

1 通算承認の却下事由については、法令上、以下のとおり定められている（法 64 の 9 ③各号）。

- (1) 通算予定法人（注）のいずれかがその申請を行っていないこと（一号）
- (2) その申請を行つている法人に通算予定法人（注）以外の法人が含まれていること（二号）
- (3) その申請を行つている通算予定法人（注）につき次のいずれかに該当する事実があること（三号）

イ 所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること

ロ 損益通算及び欠損金の通算の適用を受けようとする事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法施行規則第 53 条《青色申告承認申請書の記載事項》から第 59 条《帳簿書類の整理保存》までの規定に従って行われることが見込まれないこと

ハ 備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し又は仮装して記載し又は記録していることその他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があること

ニ 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること

（注） 通算予定法人とは、法人税法第 64 条の 9 第 1 項《通算承認》に規定する親法人又は同条第 2 項に規定する他の内国法人（子法人）（すなわち、グループ通算制度を適用する親法人又は子法人となれる法人）をいう。

2 上記 1 に掲げる事由は、(3)ハを除き、連結納税制度における承認の却下事由（旧法 4 の 3 ②、以下「連結承認却下事由」という。）から実質的には改正が行われていないのであるが、この連結承認却下事由のうち、職権により連結納税の承認を取り消され、又は連結納税の取りやめの承認を受けた日以後 5 年以内に連結納税の承認申請書を提出したこと（旧法 4 の 3 ②三ハ）について、グループ通算制度においても同様の事実関係（グループ通算制度にあっては、青色申告の承認の取消し（法 127②）の通知を受け、青色申告の取りやめの届出書を提出し、又は通算制度の取りやめの承認を受けた日以後 5 年（青色申告の取りやめの届出書の提出にあっては、その届出書の提出をした日以後 1 年）以内に通算承認の申請書を提出したこと（法 64 の 9 ①三～五）。以下「取りやめ以後 5 年等以内申請の事実」という。）は生ずるにもかかわらず、通算承認の却下事由を掲げた上記 1 の法令においては明示的に列

挙されていない。このことから、取りやめ以後5年等以内申請の事実が通算承認の却下事由に含まれるのか、といった疑問が生ずる。

- 3 この点については、今般の連結納税制度の見直しに伴い、取りやめ以後5年等以内申請の事実は上記1(2)に掲げる事由に含まれると整理されて上記のような法令改正が行われたものであり、グループ通算制度の通算承認の却下事由には該当しなくなったということではない。このように、取りやめ以後5年等以内申請の事実が通算承認の却下事由に該当することについては、改正後の条文の規定振りからは疑義はないものの、上記1(2)に掲げる事由の規定振り自体は連結納税制度の条文から変更されたわけではなく通算承認の却下事由からは除外されたようにも見えることから、本通達において念のためこのことを明らかにしている。